

監事監査報告書

社会福祉法人

平成 28 年 5 月 23 日

リデルライトホーム

理事長 小笠原 嘉祐 殿

社会福祉法第 40 条および関係法令に基づき実施した平成 27 年度監査結果について次のとおり報告します。

監事

木庭忠義



監事

鶴川尚句



監査日時	平成 28 年 5 月 23 日（月曜日） 午後 1 時～5 時	
監査場所	KKR ホテル及びリデルライトホーム 理事長室	
監	(1) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当法人の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。	
査	(2) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当法人の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。	
結	(3) 資金収支計算書及び事業活動計算書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入（収益）と支出（費用）の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。	
果	指摘事項及び意見	<ol style="list-style-type: none">当期は事業活動計算書における介護保険事業収益は昨年を大きく上回り約 1 億円の増収になっています。それはノットホーム（地域密着型特養）の開設によるものです。1 億 4 千万円の補助金と 2 億円の融資を受け、これに自己資金を加え 4 億円を超える設備投資額になっています。これにより約 1 億円を超える介護保険事業収益を確保しました。ただ、当期末支払資金残高としては法人全体で 1 千万円の減少となりました。また、今般社会福祉法の一部改正により、全ての社会福祉法人は平成 28 年度から社会福祉充実残額の計算が求められるようになります。いわゆる過剰な内部留保については再投資下計画が必要になります。このことは必要額以上の余剰財産は持てなくなる為、ただ単に資金残額だけが増えれば良いと言う訳ではありません。つまり適正な収支差額が求められることになります。